

第5次広尾町行政改革大綱

【平成30年度～平成36年度】

平成29年9月

広 尾 町

目

次

I. 行政改革の取組経過と必要性	1
II. 第5次行政改革の基本方針及び基本視点	2
III. 行政改革大綱の計画期間と見直し	2
IV. 行政改革の視点別施策の展開	3
1. 効率的な行政運営体制の推進	3
(1) 組織・機構の見直し	3
(2) 行政情報の適切な運用管理	3
(3) 適正な定員管理と給与の適正化	3
(4) 職員の能力向上	4
2. 持続可能な財政構造の実現	4
(1) 健全な財政運営の推進	5
(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理	5
3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進	6
(1) 事務事業の見直し	6
(2) 受益と負担の適正化	6
(3) 民間活力を生かした事務事業の見直し	7
4. 協働と連携による行政の推進	7
(1) 町民参画と協働の推進	7
(2) 町民目線に立ったサービスの提供	8
(3) 地域との連携強化	8
第5次行政改革取組の全体像	9
個表	10

第 5 次 行 政 改 革 大 綱

I. 行政改革の取組経過と必要性

今日の地方自治体には、人口減少、少子高齢化、高度情報化社会への対応などのさまざまな課題に加え、地方創生、一億総活躍社会などの国の大きな政策展開や、定住自立圏構想に基づく新たな広域連携への対応など、社会経済情勢の変化に的確に対応できる行政システムの構築が求められています。

広尾町では、昭和61年の「行政改革大綱」の策定から「第4次行政改革大綱」に至るまで、その時々々の社会情勢の変化に対応し、簡素で効率的な行財政運営を実現するため、事務事業の見直しや時代に即した組織・機構の構築など、知恵と工夫と行動による大胆な行政改革に取り組んできました。

しかし、地方財政をとりまく環境は依然として厳しく、「まちづくり推進総合計画」に掲げる将来像や施策目標を達成するためには、必要な財源を確保するとともに、職員の意識改革と能力向上、迅速な意思決定、限られた経営資源の有効活用など、より一層の行政改革に取り組んでいかなければなりません。

「自主・自立のまちづくり」を選択した広尾町が、自らの責任で諸課題に柔軟に対応し、将来にわたり豊かで安心して暮らせるまちづくりを推進していくために、これまで継続してきた行政改革の反省をふまえ、町民本位の行政運営と持続可能な財政基盤の確立を目指して、ここに「第5次行政改革大綱」を策定します。

Ⅱ. 第5次行政改革の基本方針及び基本視点

本町のまちづくりの指針となる「広尾町まちづくり推進総合計画」を推進するにあたっては、それを支える行財政運営の効率性を高めていくことが重要です。

第5次行政改革大綱では、第4次行政改革から引き継いだ「効率的な行財政運営の執行」を基本方針に掲げ、以下の4つの基本視点を柱として、町民の声を反映した行政運営を目指します。

- ・ 基本方針：効率的な行財政運営の執行
- ・ 基本視点：
 1. 効率的な行政運営体制の推進
 2. 持続可能な財政構造の実現
 3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進
 4. 協働と連携による行政の推進

Ⅲ. 行政改革大綱の計画期間と見直し

行政改革大綱は、本町の行政運営体制と財政基盤を確立し、まちづくり推進総合計画の着実な実施を下支えする、非常に重要な役割を担っています。

本大綱の計画期間は平成30年度から平成36年度までの7か年とし、第5次まちづくり推進総合計画の最終年度である平成32年度までの3年間を前期推進期間、平成33年度から平成36年度までの4年間を後期推進期間とします。第6次まちづくり推進総合計画との整合性を図るため、後期推進期間における具体的取組事項は、必要に応じ見直しを行うこととします。

また、この大綱に盛り込んでいない事項であっても、社会経済情勢の変化等により取組むべきものが生じた場合は、積極的に取組むものとします。

- ・行政改革大綱の計画期間 平成３０年度から平成３６年度まで
- ・具体的取組の推進期間 (前期) 平成３０年度から平成３２年度まで
(後期) 平成３３年度から平成３６年度まで

IV. 行政改革の視点別施策の展開

1. 効率的な行政運営体制の推進

新たな行政課題や多様な町民ニーズに対応し、限られた人材と財源を有効に活用して最大の効果を上げるため、簡素で効率的な行政運営と町民サービス向上の観点から、組織・機構を総点検するとともに、新たな発想と行動力を持つ職員を育成します。

(1) 組織・機構の見直し

人口減少、少子高齢化を背景とする社会・経済情勢の変化や、新たな行政ニーズに対応した施策を総合的かつ効果的に展開できるよう、簡素で効率的な、町民にわかりやすい組織・機構へ見直しを図ります。

また、迅速な事務の執行を図るための事務決裁・財務決裁規程の見直しや、選挙投票区の見直し等について検討します。

[具体的取組事項]

- ① 時代に対応した効率的な組織機構の構築
- ② 事務決裁・財務決裁規程等の見直し
- ③ 選挙投票所等の見直し

(2) 行政情報の適切な運用管理

行政のさまざまな分野における情報化とネットワークの活用により、事務事業の省力化・迅速化を推進し、町民に対する行政サービスの向上を図るとともに、電子化された情報のセキュリティ確保に留意し、費用対効果を意識した効率的な行政運営を目指します。

[具体的取組事項]

- ① 個人情報保護とセキュリティ対応の強化
- ② 時代に即応した庁内情報システムの構築

(3) 適正な定員管理と給与の適正化

町民ニーズの高度化・多様化や、地方分権の進展による権限委譲などにより、行政需要の増加が予想されます。行政サービスの低下や事務の停滞をまねかな

いよう長期的な視点に立ち、最小の職員数で最大の効果を発揮するため、女性職員や若手職員の管理職への登用など能力を重視した職員配置や、再任用職員や臨時職員の活用、業務量に応じた職員数の割振りなど、定員管理の適正化を推進します。

給与や各種手当については、国及び他の地方公共団体との均衡に留意しつつ、職務と責任に応じたものとなるよう、適正な制度運用を図ります。

〔具体的取組事項〕

- ① 定員管理の適正化と人事行政運営の公表
- ② 職員給与の適正な管理
- ③ 再任用職員の活用

(4) 職員の能力向上

職員が町民の信託に応え、町職員としての使命を全うするためには、多様化する行政需要と時代の変化に対応できる人材の育成が必要不可欠です。

職員一人ひとりが幅広い視野と既成概念にとらわれない新しい発想を持ち、意欲的に業務に取り組むことができるよう、職員の能力向上に向けた人事行政に努め、組織の総合力を高める取組みを推進します。

〔具体的取組事項〕

- ① 職員の資質と能力を高める研修の充実
- ② 職員の能力向上や意識改革に対する取組みの推進
- ③ 職場環境の向上と健康管理の徹底

2. 持続可能な財政構造の実現

行政運営の基本は、最小の経費で最大の効果を上げることにあります。

細かな事務手続から大きな事業展開に至るまで、常にコスト意識を持って事務事業の見直しを進めることにより、持続可能な財政構造の実現を図ります。

また、公共施設の多くが老朽化しており、今後の大規模改修等にかかる費用の負担増が予想されることから、老朽化が著しいものや代替機能の確保が可能なものについては、統合廃止を含めた施設の在り方を検討します。

(1) 健全な財政運営の推進

厳しい財政状況が続く中、社会情勢の変化と多様化する町民ニーズに柔軟に対応し、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するためには、健全な財政運営を確保することが重要です。時代の変化により社会保障関係費などの行政需要が増大する中で、地方交付税を中心とする歳入は今後も減少傾向が続くと予想され、厳しい財政環境に回復の兆しは見られません。

町税や各種使用料等の収納率向上のため、夜間徴収窓口の設置や便利で納付しやすい決済システムへの対応を検討するとともに、滞納者へのきめ細かな相談等により納税の促進に努めます。

「第5次まちづくり推進総合計画第3期実施計画」の着実な実施を図るため、歳入の確保と歳出の抑制に努め、健全な財政運営を目指します。

[具体的取組事項]

- ① 財政健全化の継続の取組
- ② 町債発行の抑制と町債残高減少の取組
- ③ エコアクションの推進
- ④ ふるさと応援寄附制度の充実強化
- ⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し

(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理

既存の公共施設については、設置の目的、利用状況、利便性、老朽化の度合いなどを総合的に検証し、「広尾町公共施設等総合管理計画」に照らして計画的な維持管理・修繕等を実施するとともに、老朽化が著しいものや代替機能の確保が可能な公共施設については、地域や利用者と統合廃止に向けた協議を進めます。

また、現状未利用となっている公有財産については有効活用を検討し、今後の活用見込みがないものについては貸付や売却を進めます。

[具体的取組事項]

- ① 将来を見据えた公共施設等の適正管理
- ② 遊休地の売却など保有資産の活用

3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進

社会経済情勢とともに変化する行政需要に柔軟に対応できる行政の展開が求められています。

限られた財源の中で、新たな行政課題や社会情勢の変化に的確に対応するため、行政と民間との役割分担を明確にし、それぞれが果たすべき役割や事業の優先度をふまえた「選択と集中」による事務事業の見直しを行い、迅速・効率的な事業の実施に努めます。

(1) 事務事業の見直し

時代の変化にともない必要性が低下したものや所期の目的が達成されたもの、施策内容が重複しているものなどについては、これまでも随時、事務事業の見直しを行ってきました。また、新規事業の実施にあたっては、事業の必要性や緊急性、費用対効果などを検討する事業アセスメントを実施しています。

今後は、効果的な事業管理を行うマネジメントサイクル【計画立案(Plan) ⇒ 実施(Do) ⇒ 検証(Check) ⇒ 見直し(Action)】を確立し、従前から実施している事務事業についても、固定観念にとらわれず、ゼロベースからの改善に取り組めます。

〔具体的取組事項〕

- ① 事務事業評価の実施
- ② 各種イベントの統一と特化
- ③ 補助金等の統合整理合理化

(2) 受益と負担の適正化

上下水道料金をはじめとする使用料、手数料等については、受益者負担の原則と町民負担の公平性確保の観点から、社会情勢や他の地方公共団体との均衡等に十分配慮しながら、適正な料金設定に努めます。

〔具体的取組事項〕

- ① 使用料・手数料等の見直し

(3) 民間活力を生かした事務事業の見直し

事務事業における行政と民間の役割分担については、財政的メリットや町民サービスの向上などの事業効果の観点から再検討し、「民間でできるものは民間へ」の考え方を基本に、可能なものから業務の民間委託やアウトソーシング（外部委託）を推進します。

[具体的取組事項]

① 事務事業の民間委託の推進

4. 協働と連携による行政の推進

町民と行政の協働によるまちづくりを推進するためには、町民が地域への誇りや愛着を持ち、行政とともに町の現状を認識して、課題を共有することが重要です。

町民が、多様な分野にまたがる「まちづくり」に積極的に参加できるよう、行政情報を広く公開して理解と協力を求めるとともに、町民のニーズを的確に捉えた施策を展開します。

(1) 町民参画と協働の推進

町民との協働のまちづくりを推進するためには、行政情報を積極的に提供し、行政の透明性を高める必要があります。広報紙や町ホームページ、防災行政無線等の活用に加え、町政懇談会やふれあいトークなど町民が直接町長と意見交換できる機会を設定し、わかりやすい行政情報の提供に努めるとともに、意見公募制度による幅広い意見の収集を行い、広報広聴活動の充実と町民意見の反映に努めます。

また、各種審議会・委員会等における公募委員・女性委員の積極的な任用に努め、男女共同参画社会の実現を推進するとともに、行政の透明性の確保に努めます。

[具体的取組事項]

- ① 広報活動の充実と町民意見の行政への反映
- ② 各種審議会等への公募委員・女性委員の登用
- ③ 重要施策等の立案に係る意見公募制度の実施

(2) 町民目線に立ったサービスの提供

複雑化する各種手続きに対する町民の負担感を軽減し、よりわかりやすい行政サービスを提供できるよう、ワンストップサービスの充実や事務手続きの改善に取り組み、訪れやすい庁舎の雰囲気づくりに努めます。

[具体的取組事項]

① ワンストップサービスの充実強化

(3) 地域との連携強化

地域づくりの核となる町内会機能の充実を図り、地域が主体的に取り組む「まちづくり活動」の活性化を推進するとともに、地域分担制を継続し、町民と行政の連携強化に努めます。

また、自主防災組織の設立・活動を支援し、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

[具体的取組事項]

① 町内会再編の検討

② 地域分担制の継続と連携強化

③ 災害に強い町づくりの推進

第5次行政改革取組の全体像

行革の基本視点	視点別取組項目	具体的取組事項	頁
1. 効率的な行政運営体制の推進	(1) 組織・機構の見直し	① 時代に対応した効率的な組織機構の構築	10
		② 事務決裁・財務決裁規程等の見直し	11
		③ 選挙投票所等の見直し	12
	(2) 行政情報の適切な運用管理	① 個人情報保護とセキュリティ対応の強化	13
		② 時代に即応した庁内情報システムの構築	14
	(3) 適正な定員管理と給与の適正化	① 定員管理の適正化と人事行政運営の公表	15
		② 職員給与の適正な管理	16
		③ 再任用職員の活用	17
	(4) 職員の能力向上	① 職員の資質と能力を高める研修の充実	18
		② 職員の能力向上や意識改革に対する取組みの推進	19
		③ 職場環境の向上と健康管理の徹底	20
2. 持続可能な財政構造の実現	(1) 健全な財政運営の推進	① 財政健全化の継続の取組 ア. 特別職給料の見直し イ. 物件費の抑制 ウ. 扶助費の見直し エ. 特別会計繰出金の抑制	21 22 23 25
		② 町債発行の抑制と町債残高減少の取組	28
		③ エコアクションの推進	29
		④ ふるさと応援寄附制度の充実強化	30
		⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し ア. 収納率向上の取組 イ. 税率の見直し	31 32
		① 将来を見据えた公共施設等の適正管理	34
		② 遊休地の売却など保有資産の活用	35
	(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理	① 事務事業評価の実施	36
		② 各種イベントの統一と特化	37
		③ 補助金等の統合整理合理化	38
3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進	(1) 事務事業の見直し	① 使用料・手数料等の見直し	39
		② 事務事業の民間委託の推進	40
		③ 事務事業の民間委託の推進	40
	(2) 受益と負担の適正化	① 使用料・手数料等の見直し	39
	(3) 民間活力を生かした事務事業の見直し	① 事務事業の民間委託の推進	40
4. 協働と連携による行政の推進	(1) 町民参画と協働の推進	① 広報活動の充実と町民意見の行政への反映	41
		② 各種審議会等への公募委員・女性委員の登用	42
		③ 重要施策等の立案に係る意見公募制度の実施	43
	(2) 町民目線に立ったサービスの提供	① ワンストップサービスの充実強化	44
	(3) 地域との連携強化	① 町内会再編の検討	45
		② 地域分担制の継続と連携強化	46
		③ 災害に強い町づくりの推進	47

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 組織・機構の見直し				
3. 具体的取組事項	① 時代に対応した効率的な組織機構の構築				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・住民の多様なニーズに応え、より簡素で効率的な行政組織機構を構築するため、人口ビジョンに基づいた業務内容の見直しと、関連業務の集約化による組織のスリム化を図る。 ・少子高齢化時代に対応して、子ども・子育て世代、障害者及び高齢者の包括的な支援体制の整備を図る。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・組織機構・分掌事務の見直し 1) 課の再編：建設課と上下水道課、住民課と税務課をそれぞれ統合する。 2) 係の再編：業務の関連性等を勘案し、長期にわたり係長が兼務となっている係等の統合整理を行う。 3) 名称変更：防災担当係について、わかりやすい名称に変更する。 ・子育て支援に係る縦割り業務を集約し、妊娠期から成人期まで包括的に支援する体制を整備する。 ・地域包括支援センターに、相談・ケアマネジメントを担当する職員を配置し、障害者と高齢者を総合的に支援する。				
7. 到達目標 具体的に記述	・26課68係を24課55係に再編 ・保健福祉課に子育て支援室（仮称）を設置 ・幼保一元化の実施 ・地域包括ケアシステムの構築				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・建設・水道課の統合 ・住民・税務課の統合 ・係の統合・名称変更	検討・準備 →	業務開始 →	→	→	
・子育て支援室の設置 ・幼保一元化 ・障害者と高齢者の総合支援	→	検討・準備 →	業務開始 →	→	
9. 期待される効果	・より機能的・包括的な組織として再生する。 ・業務の集約・再編により職員数の抑制が図られる。 ・多様なニーズに対応することにより、職員の資質向上が図られる。 ・町民にとっては、相談、手続きの担当部署がわかりやすくなる。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・分掌事務の大幅な見直しが必要となる。 ・各課・係の業務量の把握（数値化）が必要である。 ・職員一人当たりの業務増の可能性はある。 ・より一層の人材育成が必要となる。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 組織・機構の見直し				
3. 具体的取組事項	② 事務決裁・財務決裁規程等の見直し				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	支出負担行為等の専決基準表のうち、 ・全額総務課長の専決となっている給料、職員手当等、共済費について、事務効率化の観点から、全額主管課長等の専決とすべき。 ・食糧費を除く需用費や委託料、工事請負費については、近年の資材・労務単価の上昇などを考慮し見直すべき。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	支出負担行為等の専決基準表のうち、「支出負担行為兼支出命令書 23 号様式、23 号様式の 2、24 号様式」について以下のとおり見直す。 ・2 節 給料、3 節 職員手当等、4 節 共済費の専決限度額を全額主管課長等とする。 ・主管課長等の専決限度額を下記のとおり引き上げる。（街路灯費及び住宅管理費の修繕料の特例と同様、見積書の徴収を省略することができるものとする。また合議についても不要とする。） 11 節 需用費（食糧費を除く） 100,000 円 ⇒ 200,000 円 13 節 委託料 100,000 円 ⇒ 200,000 円 15 節 工事請負費 100,000 円 ⇒ 200,000 円				
7. 到達目標 具体的に記述	・ 広尾町財務規則、広尾町事務決裁規程の一部改正				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・ 広尾町財務規則等 関連条項の見直し	見直し →	→			
9. 期待される効果	・ 事務の適正化及び効率化。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す					

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 組織・機構の見直し				
3. 具体的取組事項	③ 選挙投票所等の見直し				
4. 推進所管課等	選挙管理委員会				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	各種選挙における投票区について、投票者数や地域バランスなどを考慮し、投票所の再編統合、投票終了時間の繰上を検討する。 ・ 当日投票者数の平均が 100 人未満の投票所のあり方（音調津を除く） ・ 第 5 投票区の投票所（錦町老人寿の家）の使い勝手の改善 ・ 市街地投票所の投票終了時間の繰上				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 投票区の統合・投票所の変更 1) 第 3 投票区（漁村環境改善センター）のうち、入舟町内会を第 2 投票区（老人福祉センター）に、上浜～美幌町内会を第 1 投票区（商工会館）に分割統合する。 2) 第 8 投票区（酪農研修センター）を第 7 投票区（農村環境改善センター）に統合する。 3) 第 5 投票区の投票所を、錦町老人寿の家からひろお保育園に変更する。 ・ 市街地投票所の投票終了時間 1 時間繰上（18 時終了）を検討する。				
7. 到達目標 具体的に記述	・ 平成 31 年度からの実施に向け、平成 30 年度中に準備を完了する。				
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	29 年度	30 年度 衆院選（予定）	31 年度 参院・知事選（予）	32 年度 町長・町議選（予）	
・ 投票所等の見直し検討	→				
・ 投票区住民への説明		→			
・ 選挙人名簿作成のためのデータ作成等		→			
・ 新たな投票区で実施			→	→	
9. 期待される効果	・ 投票所の統合、投票終了時間の繰上により、立会人・選挙事務従事職員に係る人件費を削減することができる。 ・ ポスター掲示場の減により、設置経費を削減できる。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 投票区の統合により、遠距離となる地域の住民への利便性を図るため、交通手段を考慮する必要がある。 ・ 第 5 投票区の投票所をひろお保育園に変更する場合、保育園行事との調整が必要。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(2) 行政情報の適切な運用管理				
3. 具体的取組事項	① 個人情報保護とセキュリティ対策の強化				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・個人情報保護条例等に基づき、マイナンバー制度に対応した新たな情報セキュリティポリシーの策定と情報保護対策の維持強化に努める。 ・マイナンバー制度に対応したセキュリティ教育や研修を実施し職員の情報セキュリティ意識の高揚を図る。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ネットワークシステムの分離 庁内ネットワークとインターネットの分離 マイナンバー連携業務の分離 ・職員のセキュリティ教育研修の実施 ・庁舎内メール等による随時のセキュリティ情報の周知、共有				
7. 到達目標 具体的に記述	・ネットワークシステムの分離 ・職員のセキュリティ意識の向上				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・ネットワークシステムの分離	準備 → 分離				
・職員のセキュリティ教育研修の実施					
・セキュリティ情報の周知、共有					
9. 期待される効果	・個人情報の流出防止、サイバー攻撃被害防止の効果が期待される。 ・職員の情報セキュリティ意識の向上が期待される。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す					

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(2) 行政情報の適切な運用管理				
3. 具体的取組事項	② 時代に即応した庁内情報システムの構築				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・ 庁内LANの整備は完了しているが、基盤整備から情報の利活用への動きは未だ途上にある。（ペーパーレス化、行政手続のオンライン化など） ・ 行政の効率化を優先しつつ、町民に対する行政サービスの向上に配慮する。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 各事業システムのさらなる有効活用 ・ ホームページ等による情報公開の推進 ・ 町民向オンラインサービス拡大の検討（電子申請、施設予約等）				
7. 到達目標 具体的に記述	・ 行政事務の減量化・効率化等の推進 ・ 行政事務の電子化、窓口の利便性の向上等による質の高い行政サービスの実現				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・ システムの有効活用	継続実施				
・ 情報公開の推進	継続実施				
・ オンラインサービス拡大に向けた検討					
9. 期待される効果	・ 財政健全化、情報連携による縦割り行政の改善、町民に対するサービスレベルの向上など、行政に関する諸課題の改善に資する。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・ 老朽機器の計画的更新が必要 ・ 保守管理業務に係る経費の増加 ・ 各種オンラインサービス開設に係る費用対効果が、都市部と比較して低いと予想される。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(3) 適正な定員管理と給与の適正化				
3. 具体的取組事項	① 定員管理の適正化と人事行政運営の公表				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・財政の健全化と効率的な行政運営を進める観点から、将来を見据えた新たな定員管理計画の策定と人事行政状況について公表する。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・平成 31 年度から平成 36 年度を計画期間とする職員定員管理適正化計画を策定し公表する。 ・嘱託職員や臨時職員、再任用職員の活用、民間委託などを引き続き活用する。 ・職員の配置希望をくみ上げ、職員配置の適材適所を検討し、人材の育成と事務効率の向上を図る。 ・課ごとに必要人員数のモデル化を検討し、行政需要の変化に対応した、透明性の高い人事行政運営を図る。				
7. 到達目標 具体的に記述	・職員定員管理適正化計画に基づく人事管理				
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・調査・分析・検討、 原案の作成					
・職員管理適正化計画 の策定・公表					
・職員管理適正化計画 に基づく定員管理					
9. 期待される効果	・定員管理を適正に計画し施行することで、財政の健全化と職員の育成、事務効率の向上が期待される。 ・職員定員管理適正化計画を策定し公表することで、町民に対する人事行政の透明性の向上が期待される。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・事務事業の見直し、組織機構の見直しの方針が決まってからの作業となるため、単独で計画策定の作業を進められない。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(3) 適正な定員管理と給与の適正化				
3. 具体的取組事項	② 職員給与の適正な管理				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	- 平成 28 年 4 月 1 日現在の広尾町のラスパイレス指数は「96.9」であり、前年同期に比べ 0.5 ポイントの減少となっている。十勝管内で比較しても下から 3 番目と低い水準にある。 - 給料の現給保障を行わないことで独自削減としていた平成 19～21 年度を除けば、基本的には給与改定は国の人事院勧告を遵守している。 - 時間外勤務手当の縮減 職員数の減少、業務量の増加等で時間外勤務が増加傾向にあり、時間外勤務手当額の増に加え、職員の健康状態に影響するおそれもある。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 引き続き国の人事院勧告を遵守した給与改定を継続する。 - 機構改革及び人員の適正配置、部署内での業務内容の精査、業務分担の見直しを行い、各部署の業務量平準化に努めることで時間外勤務の縮減を図る。 - 選挙事務に係る時間外手当抑制のため、投票事務に従事する日給のアルバイト（臨時職員）を雇用し、正職員の従事者を必要最小限とする。				
7. 到達目標 具体的に記述	- 人事院勧告を遵守した給与改定の継続 - 時間外勤務の時間数を、平成 28 年度実績に対し 10%削減 ※ H28 決算見込 53,636 千円、年間約 536 万円の削減 (職員 1 人当たり年間 15 時間の減)				
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・給与の適正化					
・時間外勤務手当の縮減					
9. 期待される効果	- 給与制度の適正な運用 - 時間外勤務手当の削減 - 職員の健康保持				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	- 給与制度の改正及び各種手当の見直しは、職員組合との合意形成を図り実施すべきである。 - 給与・手当制度見直しの実施にあたっては、町の補助団体についても町に準じるなどの協力を求めるべきである。 - 時間外勤務時間を削減するためには事務事業の見直しを行う必要がある。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(3) 適正な定員管理と給与の適正化				
3. 具体的取組事項	③ 再任用職員の活用				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・定年退職した職員が、年金支給開始年齢までの間無収入となることを避け、雇用と年金の接続を図る。 ・定年退職者がこれまで町職員として長年培った能力や経験を有効に活用し、効率的な組織運営を図る。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・再任用職員を想定したポストの検討 ・既存のポストに配置する場合は、これまでの勤務実績に基づく知識や経験を十分に活かせるよう配慮 ・再任用職員のモチベーションの維持を図る工夫（やりがいのある業務、責任の付与等）				
7. 到達目標 具体的に記述	・再任用職員のこれまでの経験や能力を活かせるポストへの配属 ・退職直前の部下など現役職員との関係に配慮した人事配置				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・再任用職員の適切な人事配置					
9. 期待される効果	・再任用職員は、基本的には定年前の知識や経験、技術・技能などが必要とされる職域に配置し、現役職員への業務遂行のノウハウの継承や、豊富な経験に基づくアドバイスを行うことにより、現役職員の能力向上と業務の効率化を図る。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・現状では再任用を希望する退職者が少ない。 ・再任用職員は比較的高い水準の給与や福利厚生のもとで、退職後も安定的に仕事ができることについて、町民の理解を求める必要がある。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(4) 職員の能力向上				
3. 具体的取組事項	① 職員の資質と能力を高める研修の充実				
4. 推進所管課等	総務課、職員研修推進委員会				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	- 自治体職員は所掌の事務・事業を確実に処理することを基本にしながらも、社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、創意工夫により対応しなければならない。 - 人口減少を克服するための地方創生が叫ばれる中、持続可能な地域を実現するため、所掌の事務・事業の枠を超えて地域課題を見出し、それを解決しようとする意識と能力が求められる。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 職員研修計画に基づく幅広い職員研修を実施し、能力の向上を図る。 - 職員研修計画は、職員研修推進委員会により見直しを行い、毎年度改訂する。 - 実施した職員研修は職員研修推進委員会により研修効果等の事後評価を行い、翌年度の研修計画に反映する。評価の検討材料として、受講した職員に対するアンケート調査を実施する。 - 北海道との人事交流を検討する。				
7. 到達目標 具体的に記述	自治体職員として、社会情勢や住民ニーズを的確に捉え、創意工夫により対応し、積極的に地域課題を解決しようとする意識と能力を身に付ける。				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・研修計画に基づく職員研修の実施					
・事後評価の実施 ・研修計画の見直し (職員研修推進委員会)					
9. 期待される効果	行政職員に必要な業務遂行（実務）能力や法務能力だけでなく、政策形成能力、コミュニケーション、調整、折衝能力及び地域課題解決能力を身に付けることにより、職員ひとり一人が所掌の事務・事業の枠を超えて「まちづくり」への関心を新たにし、持続可能な地域の実現に向けて具体的な施策に取り組んでいく基本的な基盤を整備することができる。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	- 個々の職員に意識の差や能力の差があることは不自然なことではない。また、研修に取り組む姿勢にも温度差が出ることも想定される。いかに職員の意識を高めるか。どのようにして動機付けられるかが課題である。 - 自治体大学校への派遣など長期にわたる研修受講にあたっては、業務の調整が必要となる。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(4) 職員の能力向上				
3. 具体的取組事項	② 職員の能力向上や意識改革に対する取組みの推進				
4. 推進所管課等	総務課、職員提案審査会（仮称）				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	職員の仕事に対する意識を高め、組織全体の能力の向上を図るため、職員提案制度の導入、人事評価制度の充実を図る。 ・職員提案制度の導入 ・人事評価制度の有効活用				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・職員提案制度については、先進自治体における取組状況・課題などの情報を収集し、本町に見合った制度内容で導入を図る。 ・人事評価制度の安定的な運用と有効活用を図る。				
7. 到達目標 具体的に記述	・職員提案制度の導入 ・人事評価者の資質向上				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
職員提案制度 ・先進事例の収集	→				
・実施要綱等の整備 ・職員提案審査会の設置		→			
・制度運用			→		
人事評価制度 ・評価者研修の実施	→			→	
9. 期待される効果	・課・係にとらわれない、職員一人ひとりの意見、提案を募集することで、職員の改善意欲を引き出すとともに、他の職員の仕事に生かすことができ、住民サービスの向上や事務改善を図ることができる。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・職員提案制度においては、提案しやすい環境の整備が必要である。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	1. 効率的な行政運営体制の推進				
2. 視点別取組項目	(4) 職員の能力向上				
3. 具体的取組事項	③ 職場環境の向上と健康管理の徹底				
4. 推進所管課等	総務課、健康管理センター、職員研修推進委員会				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	多様化する町民ニーズに対応する職務に精励するため、職員一人ひとりが自分に合ったワークライフバランスを考えること、さらに職場及び個人における健康管理及びストレスマネジメントの対策が重要である。 ・ストレスチェックで、高ストレスと判定された場合のその後の体制が不十分 ・こころの健康づくり講演会等の受講者が少ない ・体調不良に、上司や周りが気づく環境やコミュニケーションが不十分				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・職員の健康管理 1) 職場環境の整備（朝礼の継続、手洗い励行、時間外勤務状況の把握、業務配分の見直し） 2) 人事評価制度（個人面談）の活用 ⇒ 不調の早期察知 ・健康診断受診率の向上（受診状況の把握、目標と評価年度策定） ・ストレスチェックの実施、相談・カウンセリング体制の整備 ・健康管理研修の実施（生活習慣病、口腔ケア、こころの健康づくりなど） ・うつ病療養者の職場復帰支援				
7. 到達目標 具体的に記述	・管理職による部下職員の日常の健康管理 ・全職員の健康診断受診 ・ストレスチェックの結果に応じた相談・カウンセリング体制の整備 ・健康管理研修を職員研修計画に位置付けたうえで実施する ・うつ病療養者の職場復帰支援プログラムの策定				
8. 目標年度 細項目がある場合 の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・日常の健康管理 ・健康診断受診率の向上					
・こころの健康相談・カウンセリング体制の整備					
・計画的な健康管理研修の実施	計画策定 →	研修の実施			
・職場復帰支援プログラムの策定					
9. 期待される効果	・ワークライフバランスや健康管理の意識と正しい知識が身につく。 ・ストレスマネジメント力の向上 ・療養しながら職務に精励する環境が整う。 ・意欲的に自信を持って仕事に取り組むことができる。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ストレスチェックで高ストレスと判定された場合のフォロー ・研修参加率の向上対策				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 ア. 特別職給料の見直し				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・特別職給料の見直し ・実施期間は現町長の任期中				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・特別職給料の減額 町 長 月額 740,000 円 ⇒ 667,000 円 (△10%) 副町長 月額 613,000 円 ⇒ 583,000 円 (△ 5%) 教育長 月額 558,000 円 ⇒ 541,000 円 (△ 3%)				
7. 到達目標 具体的に記述	・「特別職の職員の給与に関する条例」の一部改正 (平成 30 年 4 月から適用)				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・特別職報酬等審議会 ・条例改正	→				
・減額		→			
9. 期待される効果	・人件費の削減が図られる。 削減額：平成 30 年度 1,956 千円 平成 31 年度 1,956 千円				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す					

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 イ. 物件費の抑制				
4. 推進所管課等	全課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	平成30年度から物件費を見直す ・道外視察研修旅費の全廃 ・燃料費の統一単価の見直し ・全物件費の一律5%削減				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・平成30年度から道外視察研修旅費及び全物件費の5%を一律削減 ・燃料費の統一単価の見直しについては、早期検討する ・エコアクションの推進に連動し、経費の削減に努める ・札幌出張はサンタ号を利用する				
7. 到達目標 具体的に記述	・平成30年度から実施				
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・物件費の見直し					
9. 期待される効果	・物件費の抑制効果額 平成30年度 59,710 千円 平成31年度 56,610 千円 平成32年度 56,610 千円				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・削減に伴う町内事業者への影響				

行政改革推進計画（個表）

1. 基 本 視 点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 ウ. 扶助費の見直し（敬老祝金）				
4. 推進所管課等	保健福祉課福祉係				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	敬老祝金の見直し ・敬老祝金は、70 歳（古希）20,000 円、75 歳からは毎年 27,000 円、22,000 円（所得制限あり）を支給している。 ・今後高齢化により支給人数が増加、支給額が 4,000 万円を超えることとなり、全額一般財源であり、管内平均並に見直しをする。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	節目ごとに支給する見直しをする。 H30 年度から 77 歳（喜寿） 10,000 円 88 歳（米寿） 30,000 円 100 歳（長寿） 100,000 円				
7. 到達目標 具体的に記述	平成 29 年度「広尾町敬老祝金条例」の一部改正 （平成 30 年 4 月から適用）				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	2 9 年度	3 0 年度	3 1 年度	3 2 年度	
・ 条例改正	→				
・ 改正後適用		→			
9. 期待される効果	・ 支給額の減額となる。 H30 年度 40,520 千円減額 H31 年度 40,400 千円減額 H32 年度 40,570 千円減額				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・ 高齢者から不満の声が出る可能性がある。 ・ 町内商店の売り上げに影響がでる。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基 本 視 点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 ウ. 扶助費の見直し（介護サービス）				
4. 推進所管課等	保健福祉課介護保険係				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	介護保険サービス利用者負担軽減給付金の見直し ・ 65 歳以上（一部 40 歳以上）の低所得世帯で居宅介護サービスの利用者負担額の 7/10 を助成する。 ・ 年間 200 人程度利用がある。 ・ 十勝管内では広尾町、足寄町、鹿追町、本別町、更別村、上士幌町、大樹町、幕別町、音更町、士幌町 で支給している。				
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	・ H16 年度まで国の補助があったため全市町村で実施していたが、H17 年度から補助がなくなった時点で廃止、見直しを実施。 ・ 広尾町においては見直しを行っていない。H30 年 8 月から見直しをする。				
7. 到達目標 具体的に記述	・ 平成 29 年度「介護保険サービス利用者負担軽減給付金支給要綱」の改正（平成 30 年 8 月から適用） ・ 平成 30 年 8 月から 2.5/10 を負担する。				
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
・ 要綱改正	→				
・ 改正後適用		→	→	→	
9. 期待される効果	・ H27 年度実績 5,883,191 円減（216 人分） ・ 削減効果 H30 年度 2,480 千円減額 H31 年度 3,730 千円減額 H32 年度 3,730 千円減額				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 利用者負担が増額する事への不安、反発の可能性 ・ 利用者がサービスを我慢する可能性				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 エ. 特別会計繰出金の抑制（病院）				
4. 推進所管課等	広尾町国民健康保険病院				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	入院・外来の患者数、病床利用率とも減少傾向、平成27年度からは患者減少が顕著化し、医業収益も大幅に減収。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	療養病床を廃止し、病床数を60床から一般病床48床に削減し職員定数を見直すが、町内で唯一入院病床を有することから、急性期・回復期の患者対応と在宅医療に重点を置いた医療スタッフの確保とレベルアップを図る。 ・収益増加の推進 13:1の入院基本料への移行、健診事業や啓発事業により顔の見える病院として病床利用率の向上に取り組み、収入確保を図る。 ・運営コストの節減 医薬品・診療材料などの調達については、購入価格水準の見直し、後発医薬品への適正な切り替え、診療材料の安価な同等品への切り替えの検討などによる調達コストの抑制、節減を図る。 ・経営管理体制の強化 一般会計繰出金の縮減に向け効率的な運営を目指す。				
7. 到達目標 具体的に記述	・13:1入院基本料への移行				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・病床数削減					
・運営コスト削減					
・専門職員の確保					
9. 期待される効果	・現在入院基本料は、看護基準の関係で15:1を選択しているが、看護師の確保により13:1へ移行することにより、入院患者への手厚い看護と収益の増加が見込める。 ・13:1の入院基本料への移行や在宅医療の充実を図るため、専門職員の確保・充実を図る。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・医療従事者の確保がむずかしい。				

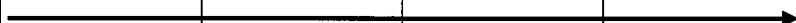
行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 エ. 特別会計繰出金の抑制（簡易水道）				
4. 推進所管課等	上下水道課水道業務係				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	一般会計から毎年、33,000 千円程度繰出を行っている。簡易水道使用料の改定を行うことにより一般会計繰出金を軽減できる。 ・簡易水道特別会計の予算規模 70,000 千円／年程度 ・総務省の繰出し基準による一般会計繰入金 12,000 千円／年 ・58,000 千円を使用料で賄う必要があるが使用料収入 37,000 千円／年繰出基準外 21,000 千円（H27 決算）				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	簡易水道使用料 ・基本水量の見直し $7 \text{ m}^3 \rightarrow 5 \text{ m}^3$ ・基本料金の見直し 1,000 円／月 $\rightarrow$ 900 円／月 ・超過料金の見直し 180 円／$\text{m}^3 \rightarrow$ 200 円／m^3 ・営農用使用料の見直し 50 円／$\text{m}^3 \rightarrow$ 100 円／m^3 ・消費税を外税として賦課 営農用使用料は、H30 年度から 5 年間毎年 10 円の見直しをする。				
7. 到達目標 具体的に記述	・平成 29 年度条例改正、平成 30 年 4 月から適用				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度	
・審議会答申と条例改正	→				
・新使用料適用		→	→	→	
9. 期待される効果	・簡易水道料金の見直しにより基準外繰入がなくなり、独立採算に近づき、一般会計繰出金が軽減できる。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す					

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	① 財政健全化の継続の取組 エ. 特別会計繰出金の抑制（下水道）				
4. 推進所管課等	上下水道課下水道業務係				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	一般会計から毎年、187,000千円程度繰出を行っている。下水道使用料及び個別排水使用料の改定を行うことにより一般会計繰出金を軽減できる。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	下水道使用料 ・基本水量の見直し $10\text{ m}^3 \rightarrow 5\text{ m}^3$ ・基本料金の見直し $1,600\text{円/月} \rightarrow 1,000\text{円/月}$ ・超過料金の見直し $160\text{円/m}^3 \rightarrow 180\text{円/m}^3$ ・消費税を外税として賦課 個別排水使用料 ・消費税を外税として賦課				
7. 到達目標 具体的に記述	・平成29年度条例改正、平成30年4月から適用				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・審議会答申と条例改正	→				
・新使用料適用		→	→	→	
9. 期待される効果	・一般会計繰出金が軽減できる。 下水道使用料 13,600千円 個別排水使用料 500千円 計 14,100千円				
10. 推進上の問題点等具体的に示す					

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	② 町債発行の抑制と町債残高減少の取組				
4. 推進所管課等	総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・本町は、港湾整備事業を中心に道路・下水・公営住宅・病院・福祉施設及び公共施設の耐震化事業など、住民要望や避難場所の耐震化、国の経済対策に呼応し積極的に展開してきました。また、平成17年度に借換した港湾借換債約86億円のうち平成22年度、25年度合計で50億円償還し町債残高の縮減、平準化に努めている。地方債残高は平成28年度末見込み約169億円、町民一人当たり約240万円の借金を抱えている状況であり、その元利償還金の支出は、財政硬直化の最も大きな要因となっている。 ・今後も引き続き、投資的事業の抑制により新規地方債の発行を抑え、町債残高を減少させるとともに、後年次の償還財源として減債基金の積立額の確保に努め財政健全化を進める。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・第5次まちづくり推進総合計画第3期実施計画を基本に、投資的経費を抑制し、地方債の借入額（赤字地方債を除く。）を抑制し、町債残高の減少と後年次元利償還金の縮減を図る。				
7. 到達目標 具体的に記述	全会計の起債残高減少目標額（臨時財政対策債を含む。） 平成26年度末残高実績 187億円 平成27年度末残高実績 168億円 平成28年度末残高見込 169億円 平成29年度末残高目標 163億円 平成30年度末残高目標 159億円 平成31年度末残高目標 153億円 平成32年度末残高目標 144億円 平成33年度末残高目標 136億円 平成34年度末残高目標 128億円				
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・起債発行抑制の取組					
9. 期待される効果	・実質公債費率、将来負担比率、経常収支比率などの財政指標の健全化 ・まちづくりへの財政基盤の確立				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・町債残高の減少とともに、起債発行額を抑制し、収支均衡の取組も必要				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	③ エコアクションの推進				
4. 推進所管課等	全課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	- 公共施設のボイラーの適切な管理や離席時にパソコンや照明の電源を切る、ノー残業デーの徹底など、光熱水費等の施設維持管理経費の徹底的な節減を行う。 - また、平成28年4月から役場庁舎ほか5施設が新電力に切り替えをしているが、他の施設でも節減効果等がある場合は、順次移行する。ただし、停電対応や安定供給など確認が必要である。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 日常の経費節減策を実施し、地球環境にやさしい役場本庁舎、各施設建物とする。 - コミセンや体育施設、学校施設においても使用時間を守ること。				
7. 到達目標 具体的に記述	- 実施可能な取組から実施する。 - 庁内の取り組みを通じて住民にも環境問題に関心をさらに持ってもらう				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・取組項目の実施					
9. 期待される効果	- 地球環境保護に対する社会的使命（職員の意識改革）の保持 - 資源（用紙類等）の節約による経費節減 - 電気代等の経費節減				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	- 職員の意識持続の徹底 - 地域における具体的な取り組みに結び付けることができるか				

行政改革推進計画（個表）

1. 基 本 視 点	2. 持続可能な財政構造の実現																			
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進																			
3. 具体的取組事項	④ ふるさと応援寄附制度の充実強化																			
4. 推進所管課等	水産商工観光課、企画課、総務課																			
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 ・ 個人版ふるさと納税の迅速な運営と処理及び集客 現況での課題・問題 ・ H28 年度当初目標 2 万件の未達成、集客力・PR 力の弱さ																			
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 寄附申込みフォームの利便性向上（返礼品配達の時間指定、1 回申込みで複数の品選択） ・ 広告費の予算化及び広告戦略の構築（執行により雑誌等への広告を掲載）																			
7. 到達目標 具体的に記述	<table><thead><tr><th></th><th>申込件数</th><th>寄付金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>平成 29 年度</td><td>8,000 件</td><td>118,000 千円</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>10,000 件</td><td>150,000 千円</td></tr><tr><td>平成 31 年度</td><td>15,000 件</td><td>200,000 千円</td></tr><tr><td>平成 32 年度</td><td>20,000 件</td><td>300,000 千円</td></tr></tbody></table>						申込件数	寄付金額	平成 29 年度	8,000 件	118,000 千円	平成 30 年度	10,000 件	150,000 千円	平成 31 年度	15,000 件	200,000 千円	平成 32 年度	20,000 件	300,000 千円
	申込件数	寄付金額																		
平成 29 年度	8,000 件	118,000 千円																		
平成 30 年度	10,000 件	150,000 千円																		
平成 31 年度	15,000 件	200,000 千円																		
平成 32 年度	20,000 件	300,000 千円																		
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29 年度	30 年度	31 年度	32 年度																
・ ふるさと納税の推進																				
9. 期待される効果	・ 広尾町を対外的に PR ・ 歳入の増加 ・ 町内業者の活性化及び雇用の増加																			
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・ 返礼品の確保に不安定要素が多い。																			

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し ア. 収納率向上の取組				
4. 推進所管課等	税務課、関係課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	貴重な自主財源である町税を確保するため、滞納者の財産調査を適時徹底し、滞納処分等の強化を厳正に粘り強く進め、滞納減少に努める。使用料についても、引き続き同様の滞納整理強化を図る。 ・新規滞納を防止しつつ、滞納者の資力等を早期調査し適時対応する ・行政サービス制限条例による滞納抑止と解消 ・税滞納整理機構、インターネット公売の活用				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	限られた人員の中で、より効率的な徴収体制を構築し、町税等及び使用料の収納率向上を図る。 ・現年納付を注視、納付相談実施・分納の点検と、財産調査の早期着手 ・行政サービス制限条例適用ほか、関係部門間の連携を常時密にする。 ・滞納機構への引継是非、公売等滞納処分・執行停止を適時適切に判断				
7. 到達目標 具体的に記述	・各会計徴収率の向上 ・未収金の解消 ・滞納件数の縮減				
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・納付注視の徹底と適時財産調査					
・行政サービス制限の点検と庁内連携強化					
・滞納機構活用、滞納処分か停止の適時判断					
9. 期待される効果	・自主財源の確保 ・町行政（職員）への信頼維持と増進 ・納税者の不公平感払拭と納税意欲の向上				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・徴収担当職員の資質向上に、研修を継続増強（適用法知識、交渉力） ・強制執行等に伴う滞納者からの圧力への認識共有、共同対応強化				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し イ. 税率の見直し（法人町民税）				
4. 推進所管課等	税務課住民税係				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	法人町民税の均等割の税率の見直し ・法人町民税は均等割、法人税割で課税されている。 ・均等割の税率は標準税率を適用している。管内19市町村で帯広市、芽室町、更別村、広尾町が適用。この税率を制限税率限度の1.2乗じて得た税率に改める。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	平成31年度から適用するためには、平成30年度、申告書送付時に改正内容を周知する。 ・会社、会計事務所等				
7. 到達目標 具体的に記述	・平成30年度「広尾町税条例」の一部改正（平成31年4月から適用）				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・条例改正		→			
・新税率で課税			→		
9. 期待される効果	・法人町民税の均等割分が増額となる。 H29年度予算ベース試算 4,076千円増				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・各事業所・会計事務所へ周知し、理解してもらう。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(1) 健全な財政運営の推進				
3. 具体的取組事項	⑤ 町税・使用料等の収納率向上及び税率の見直し イ. 税率の見直し（国民健康保険税）				
4. 推進所管課等	住民課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	国民健康保険税の所得割、均等割、平等割の税率の見直し ・H30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの標準保険税率を提示する。 ・H30年度～34年度（5年間）で標準保険税率の見直しを行う。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・保険税率の見直しの実施				
7. 到達目標 具体的に記述	・平成29年度「広尾町国民健康保険税条例」の一部改正（平成30年4月から適用）				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・条例改正	→				
・新税率で課税		→	→	→	
9. 期待される効果	・税率の見直しにより、一般会計からの繰出金が減少する。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・所得割、均等割、平等割の税率の見直しにより、負担増となる。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理				
3. 具体的取組事項	① 将来を見据えた公共施設等の適正管理				
4. 推進所管課等	企画課、総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 ・公共施設を効果的、効率的に活用すること ・公共サービスを持続的に提供すること 現状での問題 ・公共施設の老朽化に伴う維持管理費の増大、施設の更新 ・少子高齢化、人口減少に伴う公共施設の利用需要の変化				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の適正な管理運営 ・未利用施設の除却、売却、貸付 ・施設の統廃合、複合化、多機能化による管理運営費の縮減 まちづくり推進総合計画実施計画、過疎地域自立促進市町村計画等により事業費を計上し、計画的に実施する。				
7. 到達目標 具体的に記述	平成28年 建物総延床面積 122,184 m² ↓ 約10%の削減 平成37年 建物総延床面積 109,966 m²				
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・施設の統廃合					
9. 期待される効果	未利用施設の除却、統廃合による維持管理費の減少。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・公共施設の除却、統廃合等に係る事業は、公共施設等総合管理計画を策定することにより、起債による財源措置がされるものの、交付税参入が低く、充当するメリットが少ない。 ・また、過疎地域自立促進計画に登載することにより、交付税参入率の高い過疎債を活用した公共施設の除却を現在も実施しているが、貸付枠が不足しており、充当できる事業が限られる。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	2. 持続可能な財政構造の実現				
2. 視点別取組項目	(2) 町有財産、公共施設等の総合的かつ計画的な管理				
3. 具体的取組事項	② 遊休地の売却など保有資産の活用				
4. 推進所管課等	企画課、総務課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・遊休公有財産の有効活用・効果的活用について検討する。 ・活用見込がないものについては、財源確保の観点から、貸付・売却の検討を進める。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・まとまった用地が確保できる旧病院跡地については、公共施設等の建替え用地として確保する。 ・貸付・売却をするために、用地確定測量などの諸経費を必要とする土地については見送る。 ・その他の用地については、売却を進めることとする。				
7. 到達目標 具体的に記述	・施設の有効利用 ・住民サービスの向上 ・歳入増				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・売却方針を策定、実行					
・土地売却					
・未利用公共施設や旧教員住宅及び土地の売却					
9. 期待される効果	・町の歳入増 ・民間の土地需要喚起				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・現状で想定できない公共施設が必要となった場合、用地確保に柔軟性を欠くことになる。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 事務事業等の見直し				
3. 具体的取組事項	① 事務事業評価の実施				
4. 推進所管課等	企画課、関係課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	PDCAサイクルの目的 ・サイクルを繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。 現況での問題 ・PDCAサイクルが確立されていない。（C＝評価、A＝改善が実施されていない） ・評価結果が予算に反映されていない。 ・政策等プロ推進委員会の点検が2次評価に反映されていない。 ・評価の結果が全職員に共有されていない。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・評価対象事業、基準の見直し ・PDCAサイクルを政策プロで実施する。 ・評価結果の共有と予算査定に反映させる。 ・事業評価調書の見直し（簡素化）				
7. 到達目標 具体的に記述	・事務事業評価システムの再構築 ・事務事業評価システムの再スタート				
8. 目標年度 細項目がある場合の 具体的な項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・事務事業評価システムの再構築					
・事務事業評価システムの運用		再スタート			
9. 期待される効果	・まちづくり推進総合計画、予算、評価制度の連動が図られる。 ・行政運営の効率化と成果向上が図られる。 ・職員の政策立案能力の向上				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・行政評価を導入する必要性を職員が共通認識する。 ・職員の説明能力の向上が必要。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 事務事業等の見直し				
3. 具体的取組事項	② 各種イベントの統一と特化				
4. 推進所管課等	関係課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・事業内容の見直し。 ・参加者数の減少、参加者の確保に課題がある。 ・講師、講座内容の選定が課題となっている。 ・主催者の高齢化により 開催が負担になっている。（敬老会）				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・参加者数に応じた会場、開催回数、隔年開催とする。 ・参加者、来場者の満足度を考えたプログラムの変更 ・ボランティア団体による運営 ・ポイント制の導入（参加者、ボランティア従事者） ・各種イベント等でのPDCAサイクルを確立する。				
7. 到達目標 具体的に記述	・イベント等の開催目的に即した事業の達成 ・政策プロでの各種イベントをPDCAサイクルで検証する。				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・事業内容の見直し ・ニーズの把握	→				
・見直し後のイベント等		→			
9. 期待される効果	・少額の予算で運営される。 ・参加者、来場者の満足度の向上が図られる。 ・少子高齢化に即した事業となる。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・参加者の確保に労力が強いられている。 ・主催者の高齢化により 開催が負担になっている。 ・来場者への安心・安全の費用が増加している。 ・参加者ニーズの把握が必要である。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 事務事業等の見直し				
3. 具体的取組事項	③ 補助金等の統合整理合理化				
4. 推進所管課等	関係課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・補助金等に対して、多額の繰越金が生じている。 ・3年に1度の補助金見直しに係る内部評価の適正化。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・補助金等審査委員会の客観的な視点による審査を行う。 ・補助金等の実績報告書を専門部署や第3者機関による精査を行う。 ・補助金等の削減の検討				
7. 到達目標 具体的に記述	・補助金等審査委員会の新たな視点による審査 ・補助金等の実績報告書の適正な審査				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・補助金等審査委員会の審査方法の検討	→				
・実績報告書の適正な審査		→	→	→	
・削減の検討、実施	→	→	→	→	
9. 期待される効果	・補助金等の公平な執行が図られる。 ・補助金等の削減が図られる。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・実績報告書の適正な審査事務の増大が生じる。 ・補助金等の削減による事業縮小及び財源確保のための会費等の値上げが予想されることで、活動の衰退が懸念される。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進				
2. 視点別取組項目	(2) 受益と負担の適正化				
3. 具体的取組事項	① 使用料・手数料等の見直し				
4. 推進所管課等	各課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・各種使用料・手数料の見直し ・適正な使用料・手数料となるように見直しを図る。 ・消費税が内税処理されており、実質値下げとなっている使用料・手数料がある。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・管内他町村の料金体系を基に使用料・手数料を見直す。 ・条例改正により、消費税を外税化する。				
7. 到達目標 具体的に記述	・平成29年度条例改正、平成30年4月から適用。				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・条例改正	→				
・新使用料賦課		→	→	→	
9. 期待される効果	・使用料収入等が増加する。 ・特別会計も含め、一般会計の負担が軽減される。 ・消費税を納めている会計では、財源が手当される。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・各課・係において、料金等改正に対する温度差があるので、行政改革本部からの指示を徹底し、改定時期を統一する必要がある。 ・料金を無償化し、受診率を高めたほうが節約効果の高い項目がある。 ・類似施設の使用料等を統一する必要がある。（コミセン、児童福祉会館、農村環境改善センター等） ・消費税支払科目となる収入については、すべて外税として条例改正が必要。条例で内税となっているものについても外税とする必要がある。 ・施設ごとの条例で使用料を定める方式から、使用料条例のような一元的に定める方式の採用の検討。 ・定期的な使用料・手数料の見直しが必要。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	3. 行政需要に柔軟に対応する行政の推進				
2. 視点別取組項目	(3) 民間活力を生かした事務事業の見直し				
3. 具体的取組事項	① 事務事業の民間委託の推進				
4. 推進所管課等	関係課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	給食業務の民間委託 ・ H 2 2 に国保病院で給食業務の民間委託したことで 10,000 千円削減されている。 ・ 老人ホーム、特別養護老人ホームでの給食業務の民間委託を推進する。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・ 調理員の退職に伴う給食業務の民間委託を推進する。				
7. 到達目標 具体的に記述	・ 老人ホーム、特別養護老人ホームでの給食業務の民間委託				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・ 業務委託検討	→				
・ 給食業務の民間委託		→	→	→	
9. 期待される効果	・ 職員数の削減による人件費の抑制				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・ 賄材料の地元業者調達の減少				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 町民参加と協働の推進				
3. 具体的取組事項	① 広報活動の充実と町民意見の行政への反映				
4. 推進所管課等	企画課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 ・情報の共有化 ・町政への参画意識の向上 ・行政への町民意見の反映 問題点 ・行政資料は、専門用語やカタカナ語が多用され、説明が長いことから、町民の関心や理解度が低い ・SNS等の活用がなされず、即時情報の提供がなされない。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・広報紙やホームページ・地域分担制を活用した情報や課題の積極的な提供 ・行政用語や「カタカナ語」を排除し、わかりやすい表現で行政資料を作成 ・審議会、町政懇談会などからの助言や指導を行政に反映する。 ・意見提案等について取組結果の公表に努める。 ・ホームページを活用した情報提供の拡大、充実に努める。 ・SNSを活用し、災害時やイベント時の情報提供に努める。				
7. 到達目標 具体的に記述	・文字の大きさやフォント等を検討し、見やすい広報の作成 ・町からの行政資料の作成にあたり、難解な用語を極力廃し、平易な表現にあらためる。 ・町の公式ツイッターを作成し、イベントや災害時にも即時情報を提供するよう努める。				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・情報の共有化促進					
・SNSの活用					
・わかりやすい行政資料の作成					
9. 期待される効果	・行政と町民が「連携」し行政を推進できる。 ・町民向け資料作成による職員の資質向上 ・わかりやすい資料の提供による、町政への理解促進、関心の向上				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・難解な行政用語やカタカナ語をわかりやすく言い換える技術が必要 ・SNSについては、更新頻度が重要				

行政改革推進計画（個表）

1. 基 本 視 点	4. 協働と連携による行政の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 町民参加と協働の推進				
3. 具体的取組事項	② 各種審議会等への公募委員・女性委員の登用				
4. 推進所管課等	企画課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題 等を具体的に記述の こと	・ 公募委員は、地域町民の多様性に満ちた意見をもらうためのものであり、すべての町民が難しく考えずに募集を受け入れられるように工夫が必要である。 ・ 専門性又は法令で委員構成が規定されているなど、委員公募に余地のないものをあらかじめ整理し、効果的に公募委員制を導入する必要がある。				
6. 推進方法 問題解決のための 推進方法を具体的に 記述	・ (仮称)「審議会等委員公募制実施指針」等の作成を検討する。 ・ 基本方針等に基づき、十分な事前広報を図り、町民の参画意欲を高揚する。				
7. 到達目標 具体的に記述	・ 審議会等公募委員数の増加を推進する。 ※ 平成 28 年度実績 12 人（登用率 4.6％） ・ 女性委員数が全委員の 20％以上となるよう積極的な推進に努める。 ※ 平成 28 年度実績 43 人（登用率 16.4％）				
8. 目標年度 細項目 がある場合 の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・ 課題等の検討整理					
・ 規定等仕組みの整備					
・ 公募委員募集開始					
9. 期待される効果	・ 行政主導から住民主体のまちづくりへの転換についての可能性が広がる。 ・ 町民に開かれた行政の実現が進む。 ・ 町民（地域）と行政の役割の相互理解の向上が期待できる。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・ 公募委員に応募する人が限られる。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進				
2. 視点別取組項目	(1) 町民参加と協働の推進				
3. 具体的取組事項	③ 重要施策等の立案に係る意見公募制度の実施				
4. 推進所管課等	企画課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 - 行政運営の公平性の確保と透明性の向上 問題点 - 意見があつまりにくい - 施策内容は、行政用語が多く難解であり意見を出しにくい。				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	- 広報やホームページ、行政無線で周知し幅広い意見の集約に努める。 - 施策への意見公募の際に、広報などを通じて平易な文言で内容を紹介し、多くの意見集約を目指す。				
7. 到達目標 具体的に記述	意見公募時に、内容を簡単な文言で紹介し、多くの意見集約を目指す。				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・幅広い意見集約					
・公募時における簡易な内容の掲載					
9. 期待される効果	- 幅広く周知を実施することで、多くの意見を集約できる。 - 公募時に平易な文言で内容を記載することで、意見を出しやすくする。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	関心を持ってもらう取組み、工夫が必要。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進				
2. 視点別取組項目	(2) 町民目線に立ったサービスの提供				
3. 具体的取組事項	① ワンストップサービスの充実強化				
4. 推進所管課等	窓口業務所管課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・各種手続きが多岐に渡って手間・負担感を生じている。 ・ワンストップ窓口の機能を果たしている反面、転入・転出時期に窓口が混雑するため、よりスムーズな対応が求められる。 ・高齢化社会をむかえ、手続きの負担感を減らすためのワンストップサービスの充実強化が必要				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・町民や職員が手続きの進行を理解、確認できるようなチェックシートの活用 ・転入転出時、混雑期の各種手続と住民窓口の手続きを分ける。 ・各種手続きの案内サイン等の工夫 ・住民課住民係窓口の後方に簡易的な待合スペースを確保し、各種手続きのスムーズな対応を図る。				
7. 到達目標 具体的に記述	・手続チェックシートの作成及び活用 ・目的別の窓口と案内サインの整備 ・簡易的な待合スペースの設置				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・チェックシートの作成・活用					
・窓口の明確化と案内サインの工夫					
・簡易的待合スペースの確保					
9. 期待される効果	・住民への利便性が向上する。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・各担当課間の連携が必要 ・担当職員のほか、職員全体の接遇能力の向上が必要				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進				
2. 視点別取組項目	(3) 地域との連携強化				
3. 具体的取組事項	① 町内会再編の検討				
4. 推進所管課等	企画課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	目的 ・町内会活動の維持・強化 ・町内会活動での地域課題解決によるまちづくり意識の向上 問題点 ・町内会員の活動への参加低下 ・役員の高齢化・硬直化による活動低下（担い手不足）				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・再編等の要望があった場合は積極的に支援を実施 ・合併・分割に関する情報があれば積極的に提供し、再編への環境を醸成する。 ※ 合併対象町内会 30世帯未満を目安とする。 分割対象町内会 200世帯以上を目安とする。 (広尾町行政区域規則上30世帯以上を行政区単位としている。)				
7. 到達目標 具体的に記述	・小規模な町内会の合併や大規模な町内会の分割について、町内会の意向をくみながら要望があれば積極的に再編を支援する。				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
9. 期待される効果	・再編を通じて、町内会活動の機能強化と活性化を図ることができる。				
10. 推進上の問題点 等具体的に示す	・各町内会の発足した経緯の違いや役員のなり手がなく等、合併・分割に対する町内会の事情はあるが、会員の理解を得て再編を行う必要がある。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進				
2. 視点別取組項目	(3) 地域との連携強化				
3. 具体的取組事項	② 地域分担制の継続と連携強化				
4. 推進所管課等	企画課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・町内会役員と地域分担制職員は「連携」し、会員の要望を把握する必要がある。 ・地域分担担当職員を含め、役場職員は積極的に町内会の行事等にかかわり、行政のパイプ役になる必要がある。 ・町内会の要望は、道路補修や街路灯の設置等のハード面が主体となっているが、町の施策等の情報提供を行い、ゴミの減量化・防火・防犯・防災活動等の取組、高齢者世帯を地域ぐるみで助け合う福祉活動に対する働きかけの実施が必要				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・町内会で十分な協議を行った意見や要望書の提出 ・意見、要望の早期の解決、長期にわたるものについては、十分な説明で町民との信頼関係を築く。 ・住民との協働体制の確立に向けて町職員の意識変革の推進 ・町の懸案事項について「情報提供資料」を作成し、地域分担制担当職員の事前研修等の実施				
7. 到達目標 具体的に記述	・行政から現状、施策の状況など情報提供を行い、住民との協働体制を確立する。				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・住民との協働体制の確立					
9. 期待される効果	・町内会の活性化が図られ、行政に対する住民の信頼が築ける。 ・情報提供を通じて行政の考え方等理解が深まる。				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・町内会からの要望の解決に長期間を要する場合もあり、町内会の理解を得る必要がある。				

行政改革推進計画（個表）

1. 基本視点	4. 協働と連携による行政の推進				
2. 視点別取組項目	(3) 地域との連携強化				
3. 具体的取組事項	③ 災害に強い町づくりの推進				
4. 推進所管課等	企画課				
5. 計画推進内容 目的、現況での問題等を具体的に記述のこと	・自主防災組織についての理解が低く設立の機運が高まらない ・災害への注意喚起や防災訓練の継続的な実施 ・災害時（停電時）における情報提供の不足 ・災害時における行政組織の強化 ・企業や他市町村との連携強化 ・町民ニーズに対応した防災計画等の見直し				
6. 推進方法 問題解決のための推進方法を具体的に記述	・町内会に自主防災組織についての情報提供を行い、「共助」組織である自主防災組織の設立を積極的に支援する。 ・広報等による注意喚起、防災訓練を継続的に実施 ・防災無線や SNS を活用した情報提供を行う。 ・迅速に対応できる体制の構築と、業務継続計画（BCP）を活用した重要業務の早期復旧 ・協力機関と訓練等を実施し定期的に確認 ・避難場所・避難所等の適宜見直し				
7. 到達目標 具体的に記述	・自主防災組織の設立 ・広報等への防災情報の掲載や災害への注意喚起 ・総合的な防災訓練の実施				
8. 目標年度 細項目がある場合の具体的項目欄	29年度	30年度	31年度	32年度	
・自主防災組織の設立 ・防災関係情報の発信 ・総合的な訓練の実施					
9. 期待される効果	・自主防災組織による「共助」体制の確立 ・注意喚起による防災意識の向上 ・業務継続計画（BCP）による業務復旧体制の迅速化 ・訓練等による災害発生時に迅速な対応が可能				
10. 推進上の問題点等具体的に示す	・自主防災組織はあくまで自主的に設立してもらわねばならないためその意識の醸成が必要				